

## 「再処理工場における重大事故防止に関わる要請・質問状」の回答とそのコメント一覧表

2014年7月31日提出 2014年9月29日回答書受領

福島第一原発事故により空へ海へと膨大な放射能が撒き散らされ、日本の美しい環境が汚染されてしまいました。3年が経過した今も収束の目処がたたず、現在も放射能の放出が続いています。

3・11前、私達は地震等により大事故を起こす可能性が高いのは原発よりも貴社六ヶ所再処理工場であろうと予想してきました。その理由として、再処理工場はアクティブ試験が2006年3月末から開始され現在高レベル放射性廃棄物が不安定な超高濃度液状のまま大量に保管されていること<sup>\*1)</sup>、危険な有機溶剤TBPや硝酸が大量に使用されている化学工場でありその配管の長さは1300kmもあること、加えて本来閉じ込めておくべき燃料棒を切断・溶解したため殆どの工程は遠隔操作によらなければならないこと、プルトニウムによる臨界事故の危険があること等があります。加えて使用済燃料プールに約3000トンもの燃料が貯蔵されています。これらの諸要因は大地震時に同時多発的事故の可能性を秘め、一旦事故が起こると高放射線下容易に現場に近づけない状況となり過酷事故を誘発し、日本はもとより地球規模で世界中に放射能を放出する大災害を招き、福島原発事故をはるかに上回る大惨事が現実となることを想定させます。

貴社川井前社長は「世界一安全な再処理工場の建設に取り組みます」と2013年10月29日述べています。しかし私たちは「世界一安全」よりも「絶対に大事故を起こさない」ことを約束していただきたい。

私達はこの愛すべき地に末永く住み子々孫々命をつなぎ続けたいという極めて当然で素朴な願いを持っております。貴社は福島第一原発事故やチェルノブイリ事故により土地を追われた避難民と同様な目に私達を陥れない具体的方策を、納得のいくように説明する責務があります。事故が起こってから謝罪されても取り返しがつかないことは福島の被害者の現状を見れば誰でもわかることです。

1月貴社から原子力規制委員会へ提出された新規規制基準に対応する事業変更許可申請書は、私たちの願いとはかけ離れて高レベル廃液等の最終的閉じ込めの事故対策がなく、絶対に過酷事故を起こさないという覚悟に乏しいもので、これでは不安が増すばかりでありとても容認できません。

ついては、私たち住民を始め貴社従業員や家族を守るために、私たちの不安について誠心誠意以下の要請・質問に答えて下さい。答えられないのならば、貴社の社会的存在意義は全くありません。遠からず福島原発事故同様大事故を惹起し放射能汚染により人々を不幸にするだけです。生み出された危険な高レベル廃液を至急、より危険度の少ない固化体にし、業務を核のゴミの安全管理のみに絞り再処理から撤退してください。

なお回答は文書で9月1日（月）までをお願いします。

\*1) 貴社の高レベル廃液202m<sup>3</sup>に含まれるセシウム137の総量は福島第一原発から大気中へ放出されたセシウム137の量の約35倍に相当します。

要請・質問事項	日本原燃の回答	コメントなど
	<p style="text-align: right;">2014年9月29日</p> <p>花とハーブの里 PEACE LAND 核燃から海と大地を守る隣接農漁業者の会 大間とわたしたち・未来につながる会 豊かな三陸の海を守る会 三陸の海を放射能から守る岩手の会 御中</p> <p style="text-align: right;">日本原燃株式会社 地 域 本 部</p> <p style="text-align: center;">質問状への回答の送付について</p> <p>時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、ご質問を頂きました件につきまして、別添のとおり回答いたします。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p> <p>(お問合せ先)</p> <p>日本原燃株式会社 地域本部 広報部 総括G 小枝、下田中、山本、橋本 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108 TEL:0175-71-2002 FAX:0175-71-2136</p>	<p>回答期限の9月1日から一月遅れで回答を受領。この間毎週のように計4回督促しました。</p> <p>これまでは、ほぼ回答期限が守られてきましたが今回は遅かった。その背景には再処理政策にかかわる、以下のような情勢があり、その動向により回答内容が変わる側面があったためかもしれません。*今回も社長名の回答ではなかった。</p> <p>&lt;六ヶ所再処理に関わる七つの動向&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制委員会で新規規制基準の適合審査中(重大事故、耐震で申請書記載不備が指摘される)</li> <li>・ 東海再処理工場をJAEA(日本原子力研究開発機構)は廃止する方針と発表</li> <li>・ 完成時期を2016年3月に延期の方向で調整、21回目の延期、アクティブ試験開始後は12回目</li> <li>・ 株式会社ではなく国の認可法人(国が人事や事業計画の決定権を握り責任を持つ)化の方向性</li> <li>・ 出資親会社の電力9社と日本原発の計10社の経営悪化や電力自由化による先行き不透明感</li> <li>・ 国際的な日本の核武装警戒の動向(中国、韓国、他)</li> <li>・ 原子力規制委員に田中知氏が9月から就任(日本原燃等原子力関連事業所から報酬を得ていた)</li> </ul> <p>核燃サイクル関連の中心委員としての役割になるらしい。</p>

1 高レベル放射性廃液（高放射性廃液\*2）による潜在的ハザード（危険性）について

日本原子力研究開発機構（以下JAEA）から平成25年7月1日原子力規制庁に提出された「再処理施設に関するこれまでの検討チームにおける議論に対する意見」（東海再処理施設）では ①東海再処理施設では既に多くの高放射性廃液やプルトニウム溶液を保有している。②JAEAとしては可能な限りこれらの溶液を固化・安定化することで潜在的ハザードを低減し、施設の安全性を高めることが重要であると認識している。③安全性を高めていくための処置については現状のリスクレベルを考え、施設の実状を踏まえた新規規制基準の運用が重要と考えている、との問題提起がなされました。この提起に関連し質問します。

\*2) JAEA東海再処理施設ではこのように呼称しています。

1-1 高レベル放射性廃液（以下「高レベル廃液」）とプルトニウム溶液の潜在的危険性に係わり、貴社と東海再処理工場との情報交換はなかったのでしょうか。貴社はこの二種類の溶液に関する潜在的危険性を認識していますか。その理由も含めて回答をお願いします。

原子力規制委員会へJAEA同様の文書を提出する予定はありませんか。

1. 高レベル放射性廃液による潜在的ハザード（危険性）について

1-1 東海再処理工場との情報交換は行っていませんが、潜在的危険性については認識をしています。

1-1 重要な情報を共有することをこの業界では「水平展開」と称しています。六ヶ所再処理工場でのガラス固化等のトラブルでは密接な連携をとり技術協力を行なってきたのですが、高レベル廃液の潜在的ハザードについて国へ報告したことについては情報交換がなかったとのこと。潜在的危険性の理由を合わせて問うたが「危険性は認識している」までは答えましたが、理由については無回答。また原子力規制委員

1-2 JAEAは東海再処理施設に貯蔵されている①高レベル廃液とプルトニウム溶液（以下「二種類の溶液」）の各タンクにおける放射エネルギーと合計 ②各貯槽について貯槽容量・貯蔵量・発熱量・内蔵放射エネルギー、沸騰到達時間、水素4%到達時間 ③各貯槽について各核種とその放射エネルギー、を公開しています。六ヶ所再処理工場の各貯槽毎の同様データの回答を求めます。回答ができないのならばその理由をお知らせください。

1-3 ドイツ政府は1976年、建設予定であった再処理工場の重大事故についてシミュレーションを実施しています\*3)。2009年ノルウェー政府は英国セラフィールド再処理工場の過酷事故のシミュレーションを行ない、英国に高レベル廃液を早期に固化するよう要請しています。

貴社は六ヶ所再処理工場の高レベル廃液に関わる過酷事故のシミュレーションをしないのですか、シミュレーションなしには避難計画も公衆防護もできないのではないのでしょうか。重大事故のシミュレーショ

1-2 JAEAについては、高レベル廃液の貯蔵施設は保管廃棄施設、プルトニウム溶液の貯蔵施設は製品施設として扱われています。

当社も、保管廃棄施設・製品施設の保管廃棄量や製品量の情報は、当社HPにてお知らせをしています。

（HPアドレス→

<http://www.jnfl.co.jp/safety-agreement/>）

1-3 重大事故の内容については、当社の再処理事業変更許可申請書に記載をしています。また、防災計画については、原子力規制委員会で検討が開始されたと聞いています。

会へJAEA同様の文書提出についても無回答でした。

1-2 高レベル廃液の各貯槽に関わり保有放射エネルギー、沸騰時間、含有核種など具体的に3項目の質問をしましたが、HPアドレスが回答されただけでした。示されたHP(安全協定に基づく定期報告書)は時々見ているものであり、ここに出ていないので問い合わせたのですが、不誠実な回答でした。

貯槽は10基ほどありますが、各々の容量が異なり、廃液も異なっています。各貯槽毎危険性や特性が異なっており、それに合わせた安全対策をたてなければなりません。そのための基本事項を公開しないようでは、真剣に国民を守る姿勢が見えません。真実を公開することが重大事故を防止する第一歩でなはずで

1-3 重大事故によるシュミレーションを行なっているのかとの質問に対して、答えず重大事故の内容は国への申請書に記載してあるとはぐらかしています。シュミレーションをしないのはなぜか、今後の計画はどうかにも答えていません。

避難計画や公衆防護について「防災計画については、原子力規制委員会で検討されたと聞いている」と他人事の回答でした。事業者として周辺広範囲の人々の生活や命を考えているのか、疑問を持たざるを得ません。事業者としての責任をどう考えているのでしょうか。

ンが行われていたのならばその結果をお知らせください。もし行っていないのならばその理由や今後の実施計画について見解をお知らせください。

＊3)「冷却施設が完全停止すると最終的死亡者数は西独全人口の半分の3千万人に上る可能性がある」という内容です。

1-4 重大事故に連動する電源喪失時における予備電源については対応が考えられているようですが、冷却用並びに水素掃気用パイプ破断や漏洩、貯水槽の事故など冷却水や掃気用気体の供給が止まり冷却や掃気が不能の事態になることが想定されます。大地震等により破損しやすいパイプの継ぎ目、貯水槽の漏洩などの要注意箇所、そしてその時の対応についてどのようなマニュアルになっているのでしょうか、お知らせください。

1-5 JAEAは潜在的ハザードを減少させるため高レベル廃液とプルトニウム溶液の固化の計画書を国へ提出しております。貴社では同様の計画書を国へ提出する予定はありませんか、予定の有無についてその理由とともにお答えください。

1-4 重大事故における「セル内において発生する蒸発乾固」「セル内において発生する水素爆発」については、当社の再処理事業変更許可申請書に記載をしています。

1-5 当社、再処理工場は使用前検査中であり、同様の計画書を提出する計画はありません。

か。無責任な回答です。

1-4 六ヶ所再処理工場は1300kmのパイプラインが走っている放射能を取り扱う化学工場です。大地震でパイプの継ぎ目から液体・気体が漏洩することは誰もが予想できることです。些細な漏洩から大事故に発展する可能性があります。特に冷却系のパイプの破断や漏れは高レベル廃液の沸騰、水素爆発に連動するものであり、絶対に防がなければなりません。そのためどのような対応をしているのか聞きました、事業変更許可申請書にはこのことについて記載されておらず、質問に答えていません。

1-5 原子炉規制法46条に再処理施設の「使用前検査」について定義されています。平成25年3月6日に原燃は第2ユーティリティ建屋の施設(電気施設や冷却水施設など)について使用前検査の申請を原子力規制委員会に提出しています。高レベル廃液に関する施設の使用前検査中ならばともかく、無関係な建屋での検査であり、この回答では納得できない。各建屋の施設の検査に加え再処理施設全体の使用前検査が

## 2 過酷事故の防止について

2-1 閉じ込めの最終的事故対策 原発で炉心溶融に備えてコアキャッチャーという方式があるとのことですが再処理工場の高レベル廃液の冷却ができなくなった最悪の場合を想定した最後の手段を考えていますか。最後の手段をお知らせください。

2-2 万が一地震や火砕流、テロ、ミサイル攻撃などによる事故などが起こった場合の被害を最小限に食い止めるためにも、超危険な高レベル廃液の貯蔵量をゼロにするべきではありませんか。廃液のまま保管する理由があればその理由も、お答えください。

私たちは不安定な廃液状態では絶対に保管しないことを願っています。

2-3 先日イスラエルの原子力施設を標的にイスラム原理主義組織ハマスがロケット弾を打ち込んだと報道されました。再処理工場は核物質のプルトニウム製造工場であり外交関係の悪化や戦争になればミサイル攻撃の標的になってしまいます。その対策について高レベル廃液貯槽、使用済燃料プールについてどのようになされているのか、お知らせください。ミサイルが打ち込まれた場合の対応が無理であるならば、その

2-1 重大事故における「セル内において発生する蒸発乾固」については、当社の再処理事業変更許可申請書に記載をしています。

2-2 新規制基準に則って対応します。

2-3 新規制基準に則って対応します。

あると推測されるが、確認してみたい。高レベル廃液について潜在的危険を認識しているのならば、早期に固化するなどの対策を立て、計画書を国へ提出すべきです。

2-1 再処理事業変更許可申請書には高レベル廃液の冷却ができなくなった時、最後の手段については記載されていません。これでは回答になっていません。

2-2 2-3 不安定な高レベル廃液をそのまま保管せず固めるなどして、貯蔵量を減らすことが大地震や人災であるミサイル攻撃、テロなどに対しより危険性が減少します。このような人為的な攻撃にどのような対策を講じているのか、もし対応できないのならば国へその旨報告し、戦争やテロを徹底して回避するよう政策を求めてほしいという要請について、「新規制基準に則り対応します」という回答です。

新規制基準は戦争、ミサイル攻撃については含まれていません。その潜在的危険性を認識しつつ、国まかせの姿勢は無責任です。JAEAのように自ら潜在的ハザードを減少させるような姿勢を示すことが第一歩です。深刻な放射能汚染が現実になった、福島原発事故の教訓を自分たちのものとしていない安易さを痛感します。経営陣の不誠実な姿勢が反映されているよう

<p>旨国へ報告し、決して戦争をしないように働きかけてください。放射能汚染によりこの国の存在自体が危うくなります。</p> <p>2-4 十和田火山群による火砕流が発生し工場に到達したときの対応について高レベル廃液や使用済み燃料プールの冷却について対応をお知らせください。高レベル廃液は蒸発乾固しその後乾固した固形物はどうなりますか。</p> <p>3 アクティブ試験について</p> <p>3-1 アクティブ試験第五ステップ終了が正式に認められてから、新規制基準の申請をするのが順序に思えますが第五ステップ終了報告はなされたのでしょうか。国は第五ステップを了承したのでしょうか。もし終了報告がなされていないのならば、いつ国へ報告するのですか。</p> <p>3-2 アクティブ試験全体の終了報告書は国へ提出されるのでしょうか。いつ提出する予定ですか。</p> <p>3-3 アクティブ試験で発生したガラス固化体346本のうちガラス固化体の品質基準を満たしていない固</p>	<p>2-4 重大事故における「セル内において発生する蒸発乾固」については、当社の再処理事業変更許可申請書に記載をしています。</p> <p>3-1 3-2 アクティブ試験第五ステップは終了しておらず、終了次第、アクティブ試験報告書を取り纏める予定です。</p> <p>3-2 アクティブ試験第五ステップは終了しておらず、終了次第、アクティブ試験報告書を取り纏める予定です。</p> <p>3-3 アクティブ試験で発生したガラス固化体346本については、問題なく最終処分できるものと考えて</p>	<p>に伺えます。</p> <p>2-4 質問した火砕流対策については事業変更許可申請書に記載されていません。申請書にはセル内の蒸発乾固については記載されていますが、蒸発乾固したものについてそれがどうなるのか記載されていません。 質問に答えていません。</p> <p>3-1 3-2 アクティブ試験の最終第五ステップは終了していないという。今年8月末段階でアクティブ試験の進捗率は低レベル廃液処理建屋 90%、高レベル廃液ガラス固化建屋 79%、その他（再処理全体として行うもの）87%、この他の分離、精製など9つの建屋の進捗率は 100%になっており総合進捗率は96%です。</p> <p>このように工場は未完成ですが、新規制基準を踏まえて事業許可申請書が提出され現在審査中です。新規制基準は当初提出された申請書の内容とは重大事故対応や耐震などで変更があり、施設設備に手を加えなければならない背景があります。</p> <p>3-3 ガラス固化体の品質基準自体が不明確であり、欠陥ガラス固化体がありこの耐用年数、これらを確認</p>
---	--	--

化体はどれほどありますか。その原因はなんですか。その固化体はどのように最終処分されますか、他の固化体と同様に扱ってもよいのでしょうか。容器は地下埋設し数万年腐食せずに耐えるもののでしょうか。

3-4 アクティブ試験で発生した「ハル及びエンドピース」「チャンネルボックス及びバーナブルポイズン」「雑固体廃棄物等」「廃樹脂及び廃スラッジ」はどのように処理処分される予定ですか。

3-5 2012年6月からガラス固化溶融炉の試験運転はそれまでとは異なり極めて順調に進み2013年に終了したと聞いております。白金族の問題がクリアできた理由をお知らせください。現在の溶融炉は既に寿命が来ていると推察できますが、新型炉と置き換える予定はいつでしょうか。

います。

3-4 今後、廃棄体を作製する施設や保管する施設を建設する予定です。

3-5 当社HPにてお知らせしています。(再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉運転方法の改善検討結果について(平成22年7月15日、平成22年8月23日(改正)、平成22年11月1日(改正その2))

現在の溶融炉については寿命には至っていません。また、新たな溶融炉への交換時期については、今後の使用実績等を見て判断します。

してみました。しかしこれには答えず、問題なく最終処分

できると断言しています。この論拠は、原燃のHPにある日本原子力学会特別専門委員会報告書「イエローフェーズを含むガラス固化体の処分時影響評価試算結果の妥当性について」(平成20年11月)のようです。ご用学者など原子カムラの学者達による報告であり、はじめに結論ありきの報告書だと思えます。

3-4 アクティブ試験で発生したさまざまな廃棄物が大量にあります。この処理処分について問うたが、保管施設を建設する予定という回答で、具体的な処理処分について決まっていないのか無回答でした。再処理・資源回収などの謳い文句ですが、放射性廃棄物が大量に発生しています。事故により発生したごみ、古くなった設備の廃棄物等もあります。

3-5 それまで白金族問題でトラブル続きだった、ガラス固化体溶融炉の試験運転は経営陣が入れ替わった2012年6月からトラブルなく不自然なまでに順調に終了したことになっています。このことについて尋ねました。回答はその1年半以上前、3・11以前に作成した報告書を示しています。炉内温度の測定点を増やす、洗浄運転などの対策がとられました。このことで白金族問題が解決できるとは考えられません。2012年6月以降ガラス固化に関する報告書が公開



#### 4 その他

4-1 原子力事故による影響の及ぶ範囲について現在再処理工場では防災対策重点地域（EPZ）は半径5 kmになっていますが、これは貴社の内蔵放射エネルギーから考えるとあまりに狭い範囲と思われます。福島原発事故を経験した後、いまだにこのようなことでのいのでしょうか。最悪の事態の評価を行い、現実的なEPZ範囲を定めるべきだと思いますが事業当事者として見解をお知らせください。

4-2 再処理工場の周辺地形は地すべりを起こす可能性があるのではないのでしょうか。岩手・宮城内陸地震同様の4000ガルを超える直下地震が起こった場合工場は大丈夫ですか。

4-1 今後、原子力規制委員会にて検討が進められると聞いており、それを踏まえて、適切に対応をしていきます。

4-2 再処理工場の敷地は標高60m前後の台地に位置しており、重要な施設の設置付近は標高55mに造成され、地すべりのおそれのある急斜面は存在しないため、再処理工場の重要な施設は、地すべりの影響を受けることはありません。

また、再処理工場の重要な施設の支持地盤である鷹架層は、再処理工場の耐震設計に用いる地震動（基準地震動）において、十分な安全性を有することを確認しており、地すべり等引き起こすものではなく、再処理工場の重要な施設に影響を与えるものではありません。新規制基準に沿って基準地震動は設定してお

されていますがこれについて、国の審査が行われた形跡はありません。

新型炉への交換時期については未定。現在の角錐形の炉に対し新型炉は円錐炉であり、今までの運転経験実績が白紙に戻るようになるのではないのでしょうか。

4-1 重大事故時の防災対策重点地域の範囲について、国（規制委員会）に下駄を預けています。放射エネルギーやその貯蔵、取り扱い、内臓放射能核種、危険性など技術や情報をよく知っている事業者が国民を守る観点に立ち真剣にかつ積極的に国等へ働きかけることが信頼へつながります。

4-2 再処理工場の敷地の端から海に通じている尾駮沼までの距離は最短で約400m、この間50mまで標高が上がっており、周辺から展望するとかなりの急斜面です。地すべりのおそれのある急斜面は存在しないとはとても言えません。このような断定する言い方が想定外事故へと結びつくのではないのでしょうか。尾駮沼、鷹架沼、一柳沼、田面木沼、小川原湖と南へ連続する湖沼群と地形は独特です。現状の地形になるまでの成因はどうなっているのでしょうか、この間地すべりの有無はどうだったのでしょうか。

4-3 2008年5月に変動地形学者が貴社再処理工場直下に活断層が存在し、下北沖海底を走る大陸棚外縁断層と連動すると最大でM8の地震が起きる可能性を指摘しております。1968年の十勝沖地震M7.9ではむつ市役所や三沢商業高校が倒壊しています。6年前の岩手・宮城内陸大地震は誰も想定しておりませんでした。世界最大の4022ガルを示し震源地周辺は大規模な地滑りにより道路が大きく崩れ跡形もなくなりました。六ヶ所でこのタイプの地震が起きないと断言できるのでしょうか。

貴社が本年1月7日原子力規制委員会へ提出した「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」によると、設計用想定地震海洋プレート内地震はM7.2、内陸地殻内地震M6.8を想定しています。また基準地震動600ガルとし申請していますが、上記周辺で予測されている地震や現実起こった地震とくらべて過小評価ではありませんか。

4-4 福島原発事故による地下水バイパスによる排水について、東電は福島県漁連と協定を取り交わしトリチウムに関して1500Bq/Lとし海洋放出の了解を得ました。

り、この基準地震動に基づき再処理工場の耐震安全性を確認しておりますが、今後の原子力規制委員会による審査の状況を踏まえ真摯に対応していく所存です。

4-3 再処理工場の耐震設計に用いる地震動（基準地震動）については、新規制基準に対応した地震動評価を行い、平成23年東北地方太平洋沖地震以降、プレート間地震及びそれに続く海洋プレート内地震による観測記録や知見を踏まえ、プレート間地震や海洋プレート内地震の規模を見直すなど、総合的な検討の上、基準地震動を設定しております。

上記のとおり設定した基準地震動に基づき再処理工場の耐震安全性を確認しておりますが、今後の原子力規制委員会による審査の状況を踏まえ真摯に対応していく所存です。

4-4 法律に基づく手続きを経て対応を行っているところです。

4-3 日本原燃は現実に近辺で起こっている地震のマグニチュードやその加速度の最大値がわかっており、また学者が大きな地震の可能性を指摘しているにもかかわらず、それを無視し過小の評価値を基に国へ事業許可申請書を提出しています。そうしておいて、後は国・規制委員会まかせの無責任姿勢です。

関連した下記報道がありました。

「電事連が岩手・宮城内陸地震の特性や地下構造に関する知見の収集を始めた。その結果を六ヶ所再処理工場などの施設の新規制基準に反映させる方針が9月29日分かった」河北新報9月30日

6年前の地震の調査を今になって行い、新規制基準に反映させるとは、無視するよりは良いのですが、電力関連事業者は泥縄的で日頃から真面目さに欠けていることが伺えます。

4-4 再処理工場から環境へ放出される放射能に関する規制法律が全くのザル法であり、規制はあってなきがごときものになっております。福島原発事故では1500Bq/Lそして六ヶ所再処理工場は1億7000

しかるに、貴社はアクティブ試験において、2007年10月2日、11月17日には海洋へ1億7千万Bq/Lと地下水バイパス計画協定値の約11万倍ものトリチウムを含む排水を海洋へ放出しました。国内の同じ海洋へ、このようにあまりにも異なる濃度のトリチウム廃液が放出されていいものなのでしょうか。法律で規制されていないからよいというお考えでしょうか。本格操業になれば一日おきにこの程度の汚染水が海洋放出されると想定されます。トリチウムの放出を福島原発地下水バイパス程度の濃度にできませんか。見解を求めます。また、海を放射能汚染から守るため下北・三陸沿岸の漁業者と濃度規制に関する協定を結びぶつもりはありませんか。

4-5 新規制基準を満たしたならば大事故は起こらないと想定していますか。

4-6 福島第一原発事故で放出された放射能によって、福島を始め広い地域が汚染され取り返しのつか

4-5 新規制基準への対応は、さらなる安全性・信頼性の向上につながるものであり、これをしっかりと進めることが何よりも重要です。

当社の事業は、「地域の皆さまの信頼によってはじめて成り立ち得る」ものです。

このことを常に念頭におき、「安全」について、原点に立ち返って再確認する大きな機会と捉え、全社をあげて万全の体制で取り組んでいきます。

4-6 福島第一原子力発電所の事故により、避難生活を余儀なくされておられます立地周辺の皆さまをは

万 Bq/L（それ以上も）のトリチウムの放出が許されているのです。これは放射能放出を制限せず線量当量（Sv）で規制しているおり、濃度規制をしていないことに起因したものであり、環境の放射能汚染を野放しにするものです。国が環境汚染犯罪を幫助しているような法律になっています。このザル法律に基づき手続きを行なってきたからよしとする回答は人々をあざむくものであり、人々の健康や環境のことを考えないものでありこの環境の世紀に許されることではありません。企業の存在意義を逸脱しています。このような法がまかり通り再処理事業者の勝手さを助長してきたと言えましょう。

三陸沿岸や下北の漁業者との話し合い（協定）についてはノーコメントでした。

4-5 新規性基準を満たしたならば大事故は起きないか、については無回答でした。

「地域の皆様の信頼」「全社をあげて万全の体制で取り組む」など空疎な言葉で弁解しているだけです。

4-6 福島原発事故による被災者、環境汚染の実態を見る時一旦大事故が起きると人々の生活が根こそぎ

ないことになりました。汚染地に住む人々は故郷を追われ、仕事をなくし、一家離散など、まさに塗炭の苦しみを味わっておられます。六ヶ所再処理工場には原発をはるかに上回る大量の放射能が貯蔵されています。一旦事故が起これば、その被害は福島原発事故の比ではないでしょう。また、福島原発事故が起ってしまった今、再処理工場に事故が起らないと誰が保証できるのでしょうか。原子力の重大事故はこのようにその影響範囲の広さ、影響が長期に渡ること、健康被害などその深刻さにおいて一般の工場の事故とは次元を異にするものです。貴社は六ヶ所再処理工場で絶対に大事故を起こさないと約束できますか。企業のモラルや社会的責任について見解をお示し下さい。

連絡先

○〒039-3215 青森県上北郡六ヶ所村倉内笹崎

1521

花とハーブの里 菊川慶子

電話・fax 0175-74-2522

○〒020-0004 岩手県盛岡市山岸6-36-8

三陸の海を放射能から守る岩手の会 永田文夫

電話・fax 019-661-100

じめ、多くの皆さまが大変な苦しみの中にいらっしゃることは、同じ原子力に携わる者として痛恨極まりないことと考えております。

当社として、改めて安全対策を一つひとつしっかりと確認・検証し、安全な設備づくりに全力で取り組んでまいります。

奪い取られ收拾つかない事態を招来させてしまいました。この現実そしてそのような事故を絶対に起こさないとする約束を迫りました。しかし企業のモラル、社会的責任について触れず、通り一遍で空疎な回答でした。

絶対に大事故は起こさないという決意や廃棄物の処分計画等環境汚染を未来永劫防ぐことができなければ、このような超危険な工場は動かしてはいけません。

提出6団体

花とハーブの里(青森県六ヶ所村)	代表菊川慶子
PEACE LAND(青森県八戸市)	代表山内雅一
核燃から海と大地を守る隣接農漁業者の会（青森県東北町）	代表荒木茂信
大間とわたしたち・未来につながる会（北海道函館市）	代表野村保子
豊かな三陸の海を守る会（岩手県宮古市）	会長田村剛一
三陸の海を放射能から守る岩手の会（岩手県盛岡市）	世話人永田文夫

賛同85団体

北海道

Shut泊（札幌市）、余市ハル農園（余市町）、原子力公害に取り組む札幌市民の会（札幌市）

青森県

弘前YWCA（弘前市）、弘前福島からの農業者支援サークル（弘前市）、青森県保険医協会、核燃料サイクル阻止1万人訴訟原告団

岩手県

六ヶ所村ラブソディ―岩手県南・宮城県北上映者の会（一関市）、春を呼ぶ会（盛岡市）放射能から子どもを守る岩手県南・宮城県北の会（岩手県一関市）  
無限洞（盛岡市）、岩手有機農業研究会（雫石町）、クランボンの会（矢巾町）、放射能問題市民交流会、自然ライフの店ちいさなたね（滝沢市）  
子どもに豊かな未来とふるさとを残す会（宮古市）

宮城県

三陸・宮城の海を放射能から守る仙台の会（わかめの会）（仙台市）

山形県

フクシマの子どもの未来を守る家（鶴岡市）

福島県

風下の会（福島市）、脱原発の日実行委員会（福島市）、ハイロアクション福島、脱原発の日実行委員会（福島市）、原発いらない福島的女たち（郡山市）  
放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会(埴町)、会津放射能情報センター(会津若松市)、フクシマ・アクション・プロジェクト（福島市）  
ふくしまWAWAWA-環・話・和一の会（福島市）、福島原発30キロ圏ひとの会（大熊町）

## 茨城県

脱原発とうかい塾（東海村）

## 千葉県

ティナラク織の会「カフティ」（流山市）、習志野の小さな風の会（習志野市）

## 埼玉県

東京電力と共に脱原発をめざす会（新座市）、未来の福島こども基金

## 東京都

東京一般労働組合東京音楽大学分会（豊島区）、ふえみん婦人民主クラブ、放射性廃棄物全国拡散阻止！3・26政府交渉ネット事務局、放射線量測定室・多摩三陸のさんま・わかめを愛する会、東都生協水を感じる会、プルトニウムなんていらぬよ！東京、原発を考える品川の女たち

NPO法人原子力資料情報室、チェルノブイリ子ども基金、たんぼぼ舎(千代田区)、原子力規制を監視する市民の会、福島老朽原発を考える会、FoE Japan

NPO法人ごみ問題5市連絡会

## 神奈川県

プルトニウムフリーコミュニケーション神奈川、サーフライダー・ファウンデーション・ジャパン（鎌倉市）

## 静岡市

浜岡原発を考える静岡ネットワーク、原発震災を防ぐ風下の会（三島市）

## 新潟県

柏崎刈羽原発反対地元三団体（柏崎市）、さようなら柏崎刈羽原発プロジェクト

## 石川県・富山県

さよなら！志賀原発ネットワーク（石川・富山）

## 福井県

福井から原発を止める裁判の会

## 愛知県

(特定)地域国際活動研究センター（CDIC・シーディック）（名古屋市）、Days Japan サポーターズクラブ 名古屋(名古屋市)、核のごみキャンペーン・中部

## 岐阜県

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜（岐阜市）

## 京都府

グリーン・アクション（京都市）、アジェンダ・プロジェクト(京都市)、京都・水と緑をまもる連絡会、ふくしま月あかりの会、七番めの星（京田辺市）

原発やめよう/つながろう関西・マダム会議

## 大阪府

福島原発からの放射能放出をやめてほしいと願う阪大病院看護師の会、美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会、大阪大学附属病院看護師労働組合

## 兵庫県

さいなら原発尼崎住民の会（尼崎市）、原発なしで暮らしたい丹波の会

## 島根県

島根原発増設反対運動

## 愛媛県

伊方原発反対八西連絡協議会、原発さよなら四国ネットワーク、Mox反対伊方の会

## 福岡県

さよなら玄海原発の会・久留米（久留米市）

## 佐賀県

玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会（佐賀市）

## 熊本県

グループ原発なしで暮らしたい・水俣（水俣市）

## 鹿児島県

川内原発建設反対連絡協議会（鹿児島県薩摩川内市）、川内つゆくさ会（鹿児島県薩摩川内市）、反原発・かごしまネット